

(様式1)

新得都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物
に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
(北海道指定)

建築基準法第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、別表第3(に)欄の5の項、
第56条第1項第2号二の規定に基づく数値を次のように変更する。

区域番号	位置	区域面積 (ha)	法第52条第1 項第8号の規定 による数値 (容積率)	第53条第1項 第6号の規定に よる数値 (建蔽率)	別表第3(に) 欄の5の項の規 定による数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項 第2号二の規定 に基づく数値 (隣地斜線勾配)
新-1	新得都市計画区 域のうち用途地 域を除く区域	約 446.6	10/10	6/10	1.5	2.5

「区域は総括図のとおり」

理由

都市計画用途地域の変更(縮小・拡大)に伴い、現行の用途地域の指定のない区域(以下「白地地域」という。)の範囲が変更となるため、建築基準法に基づき白地地域の建築形態制限の変更を行うものである。

新得都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物
に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
(北海道指定)

新旧対照表

※上段：「変更前」、下段：「変更後」

区域番号	位置	区域面積 (ha)	面積増減 (ha)	法第52条第1 項第8号の規定 による数値 (容積率)	第53条第1項 第6号の規定に よる数値 (建蔽率)	別表第3 (に) 欄の5の項の規 定による数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項 第2号二の規定 に基づく数値 (隣地斜線勾配)
新-1	新得都市計画区 域のうち用途地 域を除く区域	約 433.1	13.5	10/10	6/10	1.5	2.5
		約 446.6		10/10	6/10	1.5	2.5

※上記変更後の区域面積は、測量精度の高度化による都市計画区域の面積の修正に伴う増加・減少分を含む。

新得都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物
 に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
 (北海道指定)

新旧対照表(詳細)

※上段:「変更前」、下段:「変更後」

区域番号	位置	区域面積 (ha)	面積増減 (ha)	法第52条 第1項第8 号の規定に よる数値 (容積率)	第53条第1 項第6号の規 定による数値 (建蔽率)	別表第3(に) 欄の5の項の規 定による数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項 第2号二の規定 に基づく数値 (隣地斜線勾配)
新-1	1. 佐幌川①地区	-	0.3	-	-	-	-
		約0.3		10/10	6/10	1.5	2.5
	2. 佐幌川②地区	-	0.0 (206 m ²)	-	-	-	-
		約0.0		10/10	6/10	1.5	2.5
	3. パンケシントク川 地区	-	0.4	-	-	-	-
		約0.4		10/10	6/10	1.5	2.5
	4. 佐幌川③地区	-	0.0 (189 m ²)	-	-	-	-
		約0.0		10/10	6/10	1.5	2.5
	5. 栄町①地区	-	0.3	-	-	-	-
		約0.3		10/10	6/10	1.5	2.5
	6. 栄町②地区	-	0.0 (347 m ²)	-	-	-	-
		約0.0		10/10	6/10	1.5	2.5
	7. 本通北地区	-	0.0 (360 m ²)	-	-	-	-
		約0.0		10/10	6/10	1.5	2.5
	8. 西1条北①地区	-	0.1	-	-	-	-
		約0.1		10/10	6/10	1.5	2.5
9. 西1条北②地区	約0.0	▲0.0 (▲311 m ²)	10/10	6/10	1.5	2.5	
	-		-	-	-	-	
10. パンケ新得川①地区	-	2.0	-	-	-	-	
	約2.0		10/10	6/10	1.5	2.5	
11. パンケ新得川②地区	-	0.4	-	-	-	-	
	約0.4		10/10	6/10	1.5	2.5	
12. パンケ新得川③地区	-	0.1	-	-	-	-	
	約0.1		10/10	6/10	1.5	2.5	
13. パンケ新得川④地区	-	0.4	-	-	-	-	
	約0.4		10/10	6/10	1.5	2.5	
14. パンケ新得川⑤地区	-	0.2	-	-	-	-	
	約0.2		10/10	6/10	1.5	2.5	
15. 佐幌川④地区	-	0.0 (454 m ²)	-	-	-	-	
	約0.0		10/10	6/10	1.5	2.5	
16. 佐幌川⑤地区	-	0.1	-	-	-	-	
	約0.1		10/10	6/10	1.5	2.5	

区域番号	位置	区域面積 (ha)	面積増減 (ha)	法第52条 第1項第8 号の規定に よる数値 (容積率)	第53条第1 項第6号の規 定による数値 (建蔽率)	別表第3 (に) 欄の5の項の規 定による数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項 第2号二の規定 に基づく数値 (隣地斜線勾配)
新-1	17. 佐幌川⑥地区	-	0.1	-	-	-	-
		約0.1		10/10	6/10	1.5	2.5
	18. 5条南②地区	約0.0	▲0.0	10/10	6/10	1.5	2.5
		-	(▲361 m ²)	-	-	-	-
	19. ペンケオタソイ川 ①地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(112 m ²)	10/10	6/10	1.5
	20. ペンケオタソイ川 ②地区	約0.2	▲0.2	10/10	6/10	1.5	2.5
		-		-	-	-	-
	21. ペンケオタソイ川 ③地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(159 m ²)	10/10	6/10	1.5
	22. ペンケオタソイ川 ④地区	-	0.2	-	-	-	-
		約0.2		10/10	6/10	1.5	2.5
	23. ペンケオタソイ川 ⑤地区	-	0.1	-	-	-	-
		約0.1		10/10	6/10	1.5	2.5
	24. 広内川①地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(301 m ²)	10/10	6/10	1.5
	25. 広内川②地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(411 m ²)	10/10	6/10	1.5
	26. ペンケオタソイ川 ⑥地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(38 m ²)	10/10	6/10	1.5
	27. ペンケオタソイ川 ⑦地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(188 m ²)	10/10	6/10	1.5
	28. ペンケオタソイ川 ⑧地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(203 m ²)	10/10	6/10	1.5
	29. 西3条南地区	約0.1	▲0.1	10/10	6/10	1.5	2.5
		-		-	-	-	-
	30. 西1条南①地区	-	0.0	-	-	-	-
		約0.0		(38 m ²)	10/10	6/10	1.5
	31. 西1条南②地区	約0.1	▲0.1	10/10	6/10	1.5	2.5
		-		-	-	-	-
	32. 緑町地区	-	0.9	-	-	-	-
		約0.9		10/10	6/10	1.5	2.5
	33. 幸町②地区	-	0.5	-	-	-	-
約0.5		10/10		6/10	1.5	2.5	

指定内容-総括図

新得地区

計画図1

新-1

100
60
1.52.5

計画図2

新-1

100
60
1.52.5

計画図3

計画図4

新-1

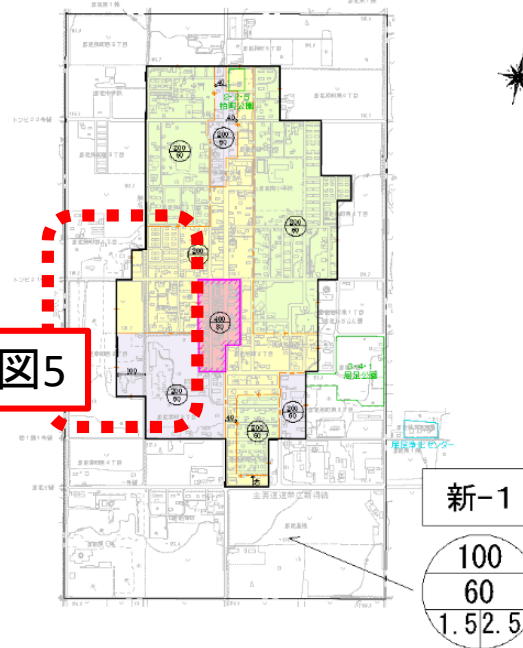
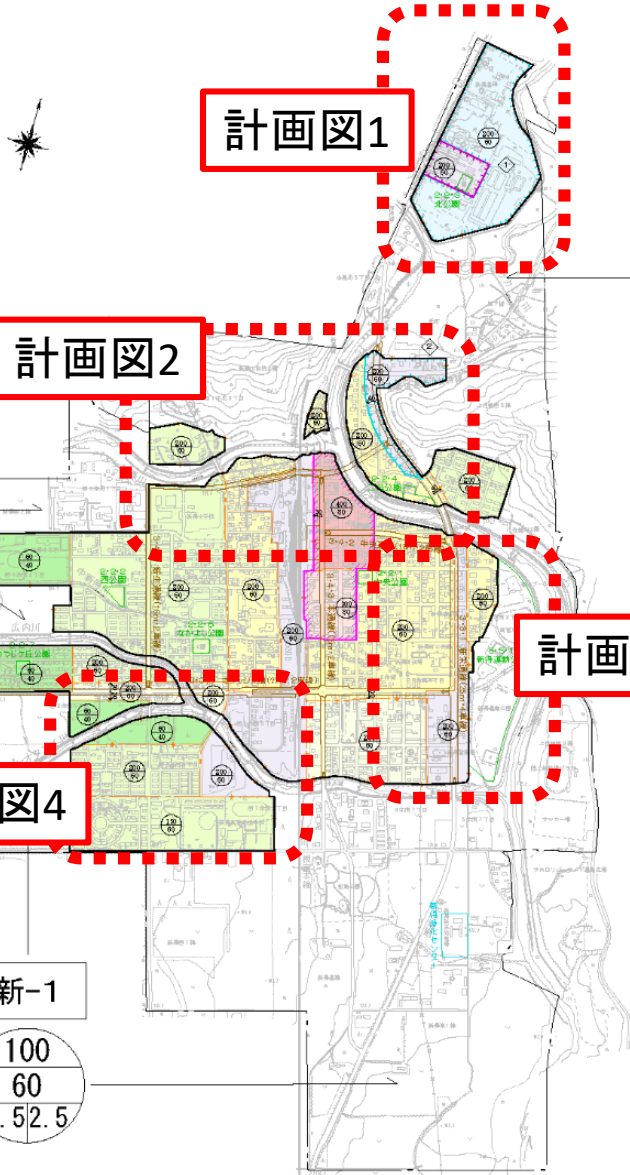
100
60
1.52.5

屈足地区

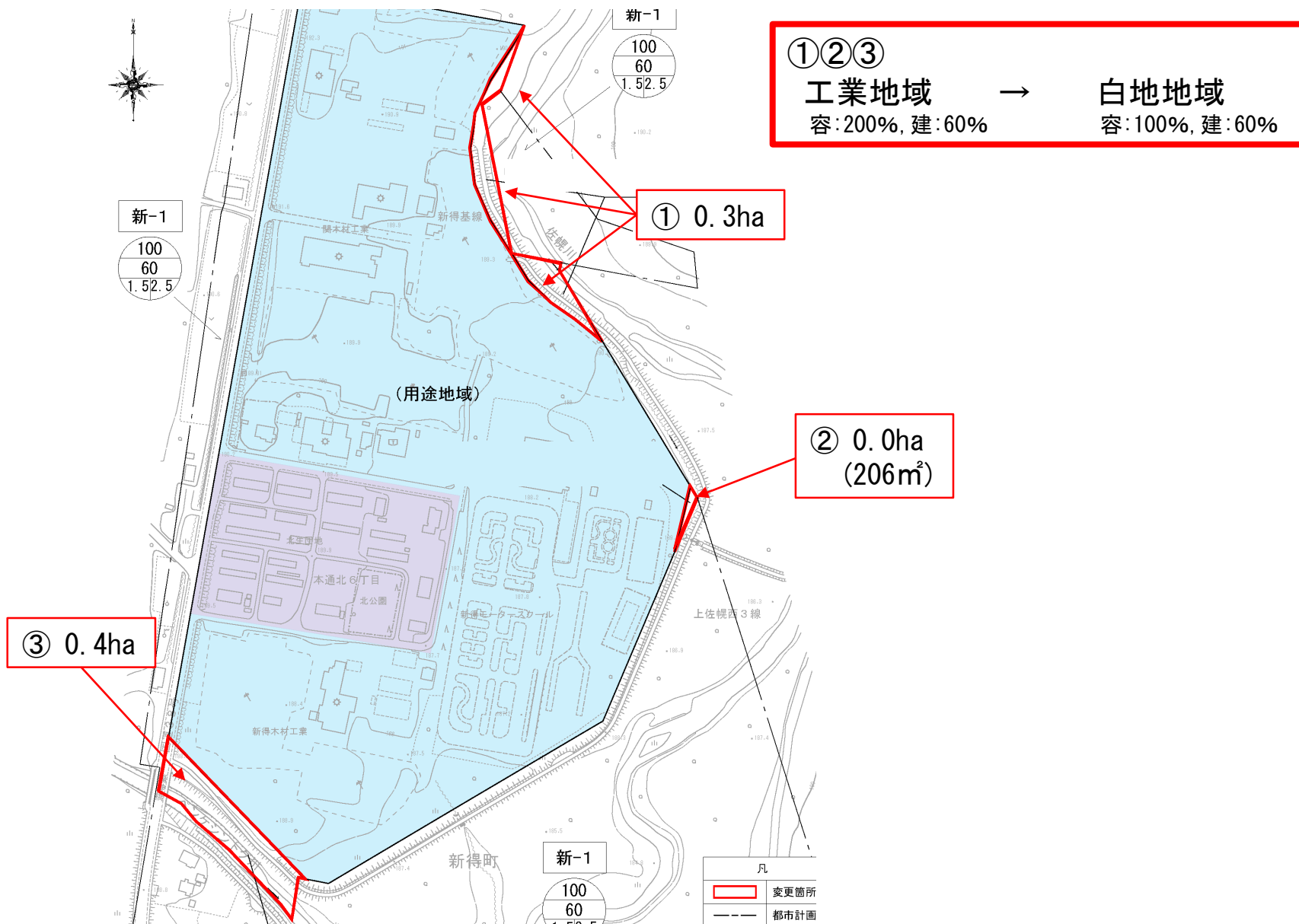
計画図5

新-1

100
60
1.52.5

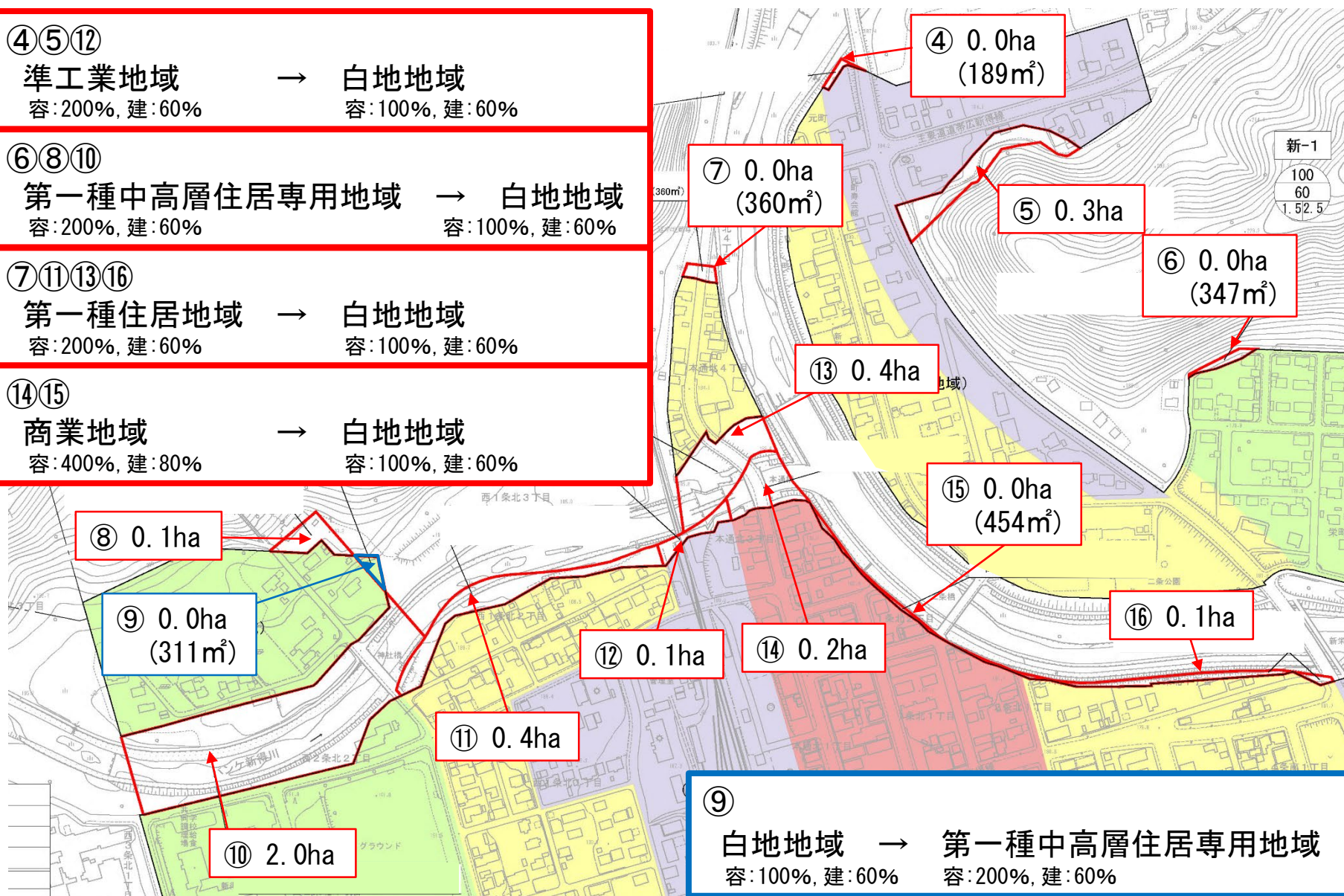


指定内容-計画図1



指定内容-計画図2

④⑤⑫ 準工業地域 容:200%, 建:60%	→	白地地域 容:100%, 建:60%
⑥⑧⑩ 第一種中高層住居専用地域 容:200%, 建:60%	→	白地地域 容:100%, 建:60%
⑦⑪⑬⑯ 第一種住居地域 容:200%, 建:60%	→	白地地域 容:100%, 建:60%
⑭⑮ 商業地域 容:400%, 建:80%	→	白地地域 容:100%, 建:60%



⑨	白地地域	→	第一種中高層住居専用地域
	容:100%, 建:60%		容:200%, 建:60%

指定内容-計画図3



⑰

第一種住居地域 → 白地地域

容:200%, 建:60%

容:100%, 建:60%

⑲

準工業地域 → 白地地域

容:200%, 建:60%

容:100%, 建:60%

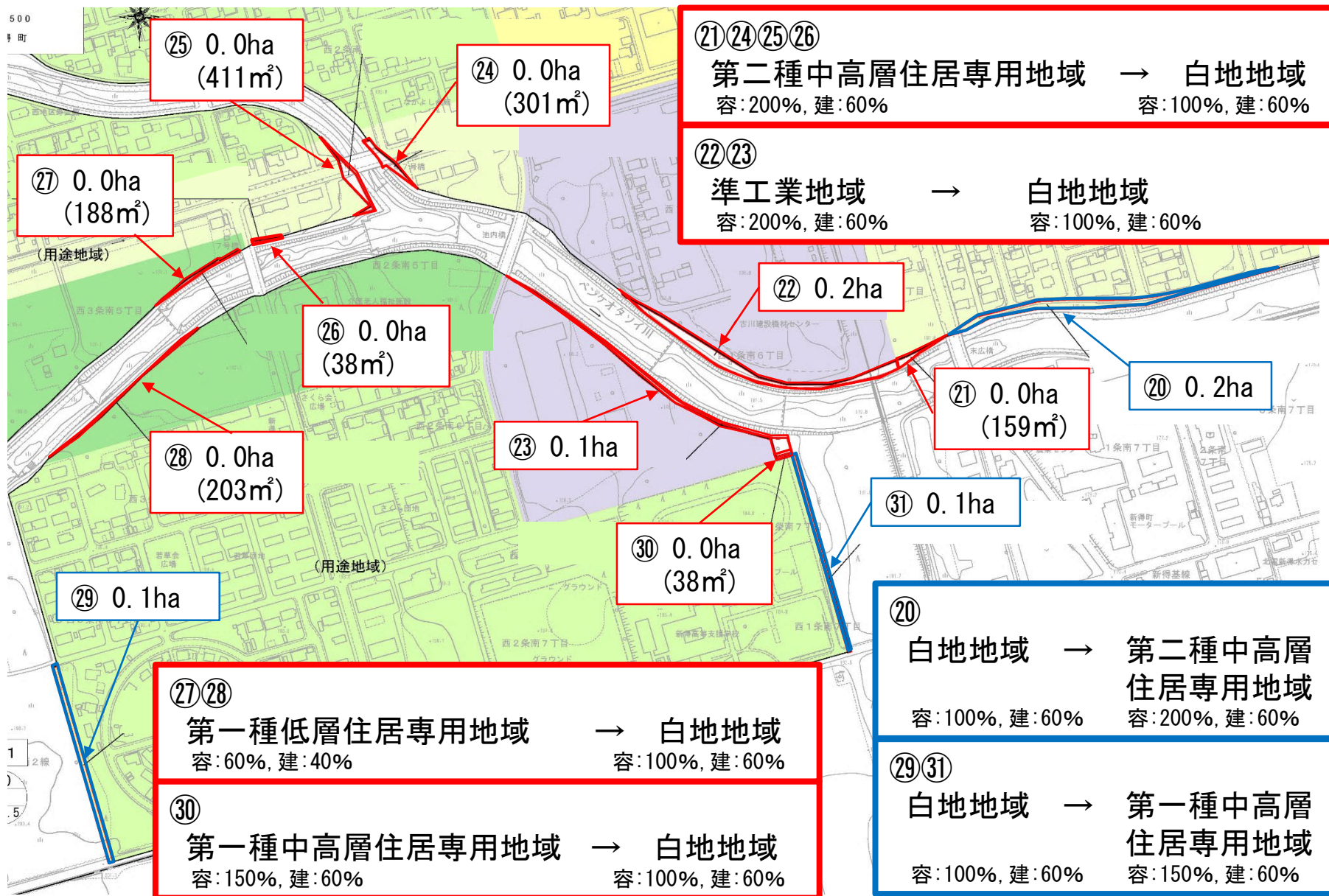
⑱

白地地域 → 準工業地域

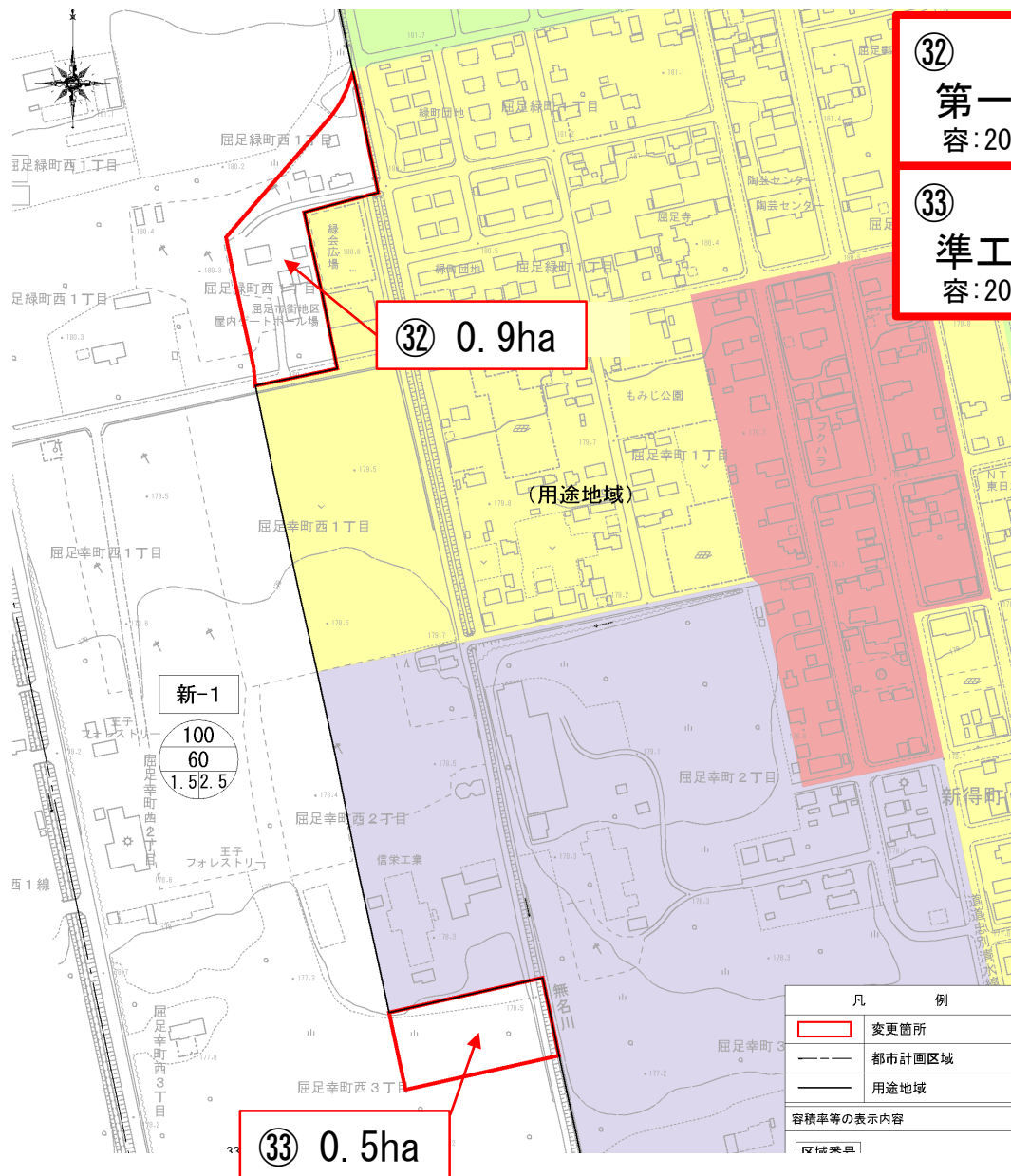
容:100%, 建:60%

容:200%, 建:60%

指定内容-計画図4



指定内容-計画図5



③②

第一種住居地域 →

白地地域

容:200%, 建:60%

容:100%, 建:60%

③③

準工業地域 →

白地地域

容:200%, 建:60%

容:100%, 建:60%

変更後の白地地域で指定する建築形態制限

区域 番号	区域面積 (ha)	容積率	建蔽率	道路斜線勾配	隣地斜線勾配
新-1	約446.6	10/10	6/10	1.5	2.5

※現在の白地地域における制限と同様の数値を指定する。